

令和 7 年度

佐賀県外国人日本語力向上 支援事業費補助金

雇用する外国人やその家族の日本語力向上に取り組む事業所に対し、
必要な経費の一部を支援します。

補助上限

20 万円 [補助率
1/2]

※交付額が予算に達し次第受付を終了します

対象者

県内で外国人を雇用している事業所・雇用主等
(監理団体、登録支援機関含む)

対象事業

雇用する外国人向けに実施する日本語研修等
(講師派遣型、オンライン受講型等)

対象経費

日本語研修に係る経費

(講師謝金・旅費、会場費、委託料、テキスト代等)

※交付決定日から事業実施年度の 2 月末までに支払いが完了したもの

申請期限

令和 8 年 1 月 30 日 (金)

受講定数が10人以下の
オンライン形式の講義も
交付対象です。

補助金活用例



対象者 ベトナム人従業員

時間 90 分 × 11 コマ

実施方法 対面講義

内容 初級日本語研修 (N5~4 レベル)

初級文型の学習、職場での使用語彙、
表現等の学習及び練習



問い合わせ先

佐賀県 多文化共生さが推進課 多文化共生担当 ☎ 0952-25-7328

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 ✉ tabunkasagasuishin@pref.saga.lg.jp



詳細はコチラ!
申請書等もダウンロードできます!



佐賀県外国人日本語力向上支援事業費補助金

検索



「佐賀県外国人日本語力向上支援事業費補助金」交付までの流れ

STEP 0

日本語研修の実施にむけた検討

受講者の日本語レベル、目指したい日本語レベル、研修期間、費用等について、研修機関等と相談して研修内容を検討してください。

※研修内容についてお困りの場合は、佐賀県多文化共生さが推進課 ☎0952-25-7328 までご相談ください。



STEP 1

交付申請

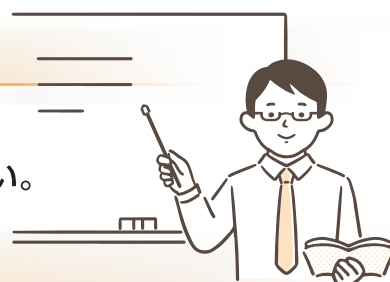
「交付申請書（様式第1号）」を提出してください。
交付決定の場合、県から交付決定通知書を送付します。

申請書等は表面の
二次元コードから
ダウンロードできます！

STEP 2

事業実施

事業計画に沿って補助事業を実施。
随時、研修の様子や学習の進捗状況等を確認してください。



STEP 3

実績報告

「補助事業実績報告書（様式第3号）」を提出してください。
※事業完了日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月5日のいずれか早い日までに。
実績報告の内容を審査の上、補助金の額を県が確定し、額の確定通知書をお送りします。

STEP 4

補助金の請求

「補助金交付請求書（様式第5号）」により県へ請求してください。
※概算払（実績報告前）も可能です。

補助金を活用した事業者の声

- 事業所としてゆっくり日本語を教える時間がとれなかったが、教室を通してマナーなども学んでもらうことで、その負担が減った。
- 受講前よりも従業員の笑顔が増えた。
- 次の実習生の育成・相談役としての外国人材の中心的役割を担ってほしい。
- 介護業務を遂行する上で有意義な研修であり、今後も継続していきたい。



研修を受講した外国人の声

- 日本語の勉強方法がわからなかったが、先生が気軽に相談に乗ってくれて助かった。
- 練習を重ね、日常的なコミュニケーション力が向上した。
- 日本語の勉強を続けて頑張りたい。
- 間違っていたことや、新しいことを知ることができて、とても勉強になった。

